水戸市介護保険サービス事業者における事故発生時の報告取扱要項

平成26年４月４日　保健福祉部長決裁

（趣旨）

第１条　この要項は，水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例（平成25年水戸市条例第９号），水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例（平成25年水戸市条例第10号），水戸市指定介護予防支援事業等基準条例（平成27年水戸市条例第6号），水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例（平成30年水戸市条例第6号），水戸市指定居宅サービス事業等基準条例（令和２年水戸市条例第　号），水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例（令和２年水戸市条例第13号），水戸市指定介護老人福祉施設基準条例（令和２年水戸市条例第14号），水戸市介護老人保健施設基準条例（令和２年水戸市条例第15号）及び水戸市介護医療院基準条例（令和２年水戸市条例第16号）並びに水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例施行規則（平成25年水戸市規則第31号），水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例施行規則（平成25年水戸市規則第32号），水戸市指定介護予防支援事業等基準条例施行規則（平成27年水戸市規則第45号），水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例施行規則（平成30年水戸市規則第8号），水戸市指定居宅サービス事業等基準条例施行規則（令和２年水戸市規則第89号），水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例施行規則（令和２年水戸市規則第91号），水戸市指定介護老人福祉施設基準条例施行規則（令和２年水戸市規則第93号），水戸市介護老人保健施設基準条例施行規則（令和２年水戸市規則第95号）及び水戸市介護医療院基準条例施行規則（令和２年水戸市規則第97号）に定めるもののほか，介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）に基づくサービスの提供中等に事故が発生した場合における事業者及び施設（以下「事業者等」という。）からの本市への報告について，必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第２条　この要項は，介護保険法に基づくサービスを提供する事業者等であって，その事業所の所在地が本市であるもの及びその事業所の所在地が本市以外であって，利用者の保険者が本市であるものについて適用する。

（報告対象事故の範囲）

第３条　事業者等が水戸市福祉部介護保険課（以下「所管課」という。）に報告する必要がある事故は，次のとおりとし，事業者等又は利用者の過失の有無は問わない。

(1)　次に掲げるサービス提供中（送迎，通院，外出介護を含むサービスを提供している時間のすべてをいう。）の利用者に係る事故

ア 死亡事故　事故による死亡及び自殺。なお，病気による死亡等は報告の対象外とする。ただし，死因等に疑義が生じる可能性があるとき等，トラブルになるおそれのある場合，事業所内で発生した感染症等を原因とする場合は，報告の対象とする。

イ 負傷事故,誤嚥事故及び異食事故　通院入院を問わず医師の診察を受けた事故（施設サービスの場合は，配置医師（嘱託医師）の診察を含み，診療報酬の発生の有無を問わない）

ウ 誤薬事故 違う薬の与薬，時間又は量の誤り及び与薬もれ等の事故　通院入院を問わず医師の診察を受けた事故（施設サービスの場合は，配置医師（嘱託医師）の診察を含み，診療報酬の発生の有無を問わない）。また，施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けた場合は，その内容を併せて報告するものとする。

エ 失踪事故　利用者の所在が不明となり，事業所，施設等の敷地内を探したが見つからない事故（警察への通報の有無を問わない）。事業所,施設等の敷地内で捜索開始後すぐに見つかった場合は報告の対象外とする。

オ 交通事故　送迎中,通院介助中若しくは外出介助中の車両に利用者が乗車していたときの事故又は利用者が屋外で車両等と接触した事故

(2)　施設,事業所における感染防止の観点から対策が必要な疾患であって，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条に定める感染症、食中毒又は疥癬の発生が認められた事故

(3)　介護サービスに関わる従業者等の不祥事（利用者の保有する金品の横領・窃盗・損壊・焼失，個人情報の紛失・流出等をいう），高齢者の虐待若しくはそれが疑われる事例，外部者の犯罪，火災・震災・風水害等の災害等が発生した場合で，利用者の処遇に影響のある事故

(4)　上記に掲げるものの他利用者又は家族から苦情が出ている場合等で市長が，報告する必要があると認める事故

（事故発生時の届出）

第４条　事業者等は，報告対象となる事故が発生した場合は，市長に対し，速やかに（遅くとも３日以内に）事故発生連絡票（別記様式）を提出しなければならない。

２　死亡事故，感染症の集団感染，虐待，火災等重篤な事故が発生した場合，直ちに，所管課に対し，電話又はファクシミリにより連絡しなければならない。

３　第１項における事故報告書の提出先は，所管課とする。

（事故処理終了時の届出等）

第５条　事業者等は，当該事故に対する措置の終了後，速やかに事故発生連絡票により行うものとする。ただし，当該事故に対する措置が長期にわたる場合は，進捗状況に応じて，適宜その経過を事故発生連絡票により報告するものとする。

（資料の提出）

第６条　事業者等は，市長から求めにより関係資料を提出するものとする。

（死亡報告）

第７条　利用者が，事故による負傷等が原因で，後日死亡した場合は，事業者は速やかに報告書（様式任意）を提出するものとする。

（調査等）

第８条　所管課は，報告を受けた場合は，死亡事故，虐待行為及び指定基準違反等の法令違反，火災等の事業所の運営に重大な影響を及ぼす事故（以下「重大事故」とする。）等について，必要に応じて，事業者への調査及び指導を行い，利用者及び家族に対して事実確認を行う。

２　所管課は，事故の種類，状況等により関係部署に連絡するとともに，必要に応じて，対応を協議するものとする。

　（事実の公表）

第９条　市長は，事業者が介護保険法等の法令，条例等に違反し，次の各号のいずれかに該当するときは，事業所名及び事故内容について公表することができるものとする。

(1)　事業者が事故発生を隠匿していた場合

(2)　事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合

(3)　同一事業所で重篤な同一内容の事故が再び発生した場合

(4)　その他利用者保護のため，市長が必要と認めた場合

付　則

　（施行期日）

１　この要項は，平成２６年５月１日から施行する。

　（経過措置）

２　茨城県の事故報告書は，この要項の施行日以後においても，当分の間，使用することができる。

付　則

この要項は，令和２年５月20日から施行する。

　　　付　則

　この要項は，令和３年４月１日から施行する。

別記様式（第４条関係）

事故発生連絡票

水戸市長　様

第１報　　　　　年　　月　　日

最終報告　　　　　年　　月　　日

報告者

事業者の名称及び所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Tel

　　　事業所の名称及び所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Tel

　　　責任者名　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者 | 氏名 |  | 住　所電話番号 | 　　　　　　　　　　　　　　Tel |
| 性別 |  | 年齢 | 歳 | 要介護度 |  | 被保険者番号 |  |
| 事故の概要 | 発生日時 | 　　年　　月　　日　　時　　分 | 発生場所 |  |
| 【概要（原因・経緯等）】 |
| 事故時の対応 | 治療した医療機関名 |  | 医療機関所在地 |  |
| 【治療の概要】 |
| 【家族等への連絡状況】 |
| 事故後の対応 | 【利用者や家族の現在の状況】 |
| 【事業所としての再発防止への取組】 |
| 【損害賠償等の状況】（検討中・交渉中は，結果が分かり次第再度報告してください。） |
| その他連絡事項 |  |